

設備投資減税に関するご案内

<平成28年度>

◆所有権移転外ファイナンス・リース取引で設備投資をした場合に、設備投資減税を利用できます。

1. 中小企業等経営強化法の固定資産税特例措置【地方税】

課税標準 × 1/2 × 固定資産税率
= 固定資産税の軽減（3年度分）

◆リース会社が固定資産税の軽減分をリース料から差し引きます。

2. 税額控除制度【国税】

取得価額 × 税額控除率
= 法人税額（所得税額）から控除

◆ユーザーが税務申告をすることにより適用できます。

固定資産税特例措置と税額控除制度の適用条件が合致した場合は、両方の減税制度を利用できます。

固定資産税特例措置

制度名	対象設備	対象者	パンフレット掲載頁
中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置	認定経営力向上計画に基づき導入する機械・装置	中小事業者等	1 頁

税額控除制度

制度名	対象設備	税額控除制度の対象者	パンフレット掲載頁
中小企業投資促進税制	機械・装置、電子計算機、デジタル複合機等	中小企業者等	2 頁
生産性向上設備投資促進税制	生産性向上設備等（機械・装置、特定の器具・備品等）	すべての企業（大企業利用可）	3 頁
環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）	新エネルギー利用設備等	中小企業者等	4 頁
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度	機械・装置、器具・備品等	沖縄振興特別法の認定事業者	5 頁
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別税額控除制度等	経営改善指導助言書類に記載された器具・備品等	中小企業者等（資本金3,000万円以下）	5 頁
地方拠点強化税制	本店等の建物、建物附属設備、構築物	地域再生法の認定事業者	5 頁
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除制度等	機械・装置、器具・備品等	国家戦略特別区域法の実施主体の法人	5 頁
国際戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除制度等	機械・装置、器具・備品等	総合特別区域法の実施主体の法人	5 頁
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律による特別税額控除制度等	機械・装置等	東日本大震災復興特別区域法の指定事業者等	5 頁

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置（地方税）

1 適用期間 平成28年7月1日から平成31年3月31年までに導入する対象設備

2 対象事業者

下記の①から③のいずれかに該当する中小事業者等（資本金1億円超の大規模法人の子会社等を除く。）

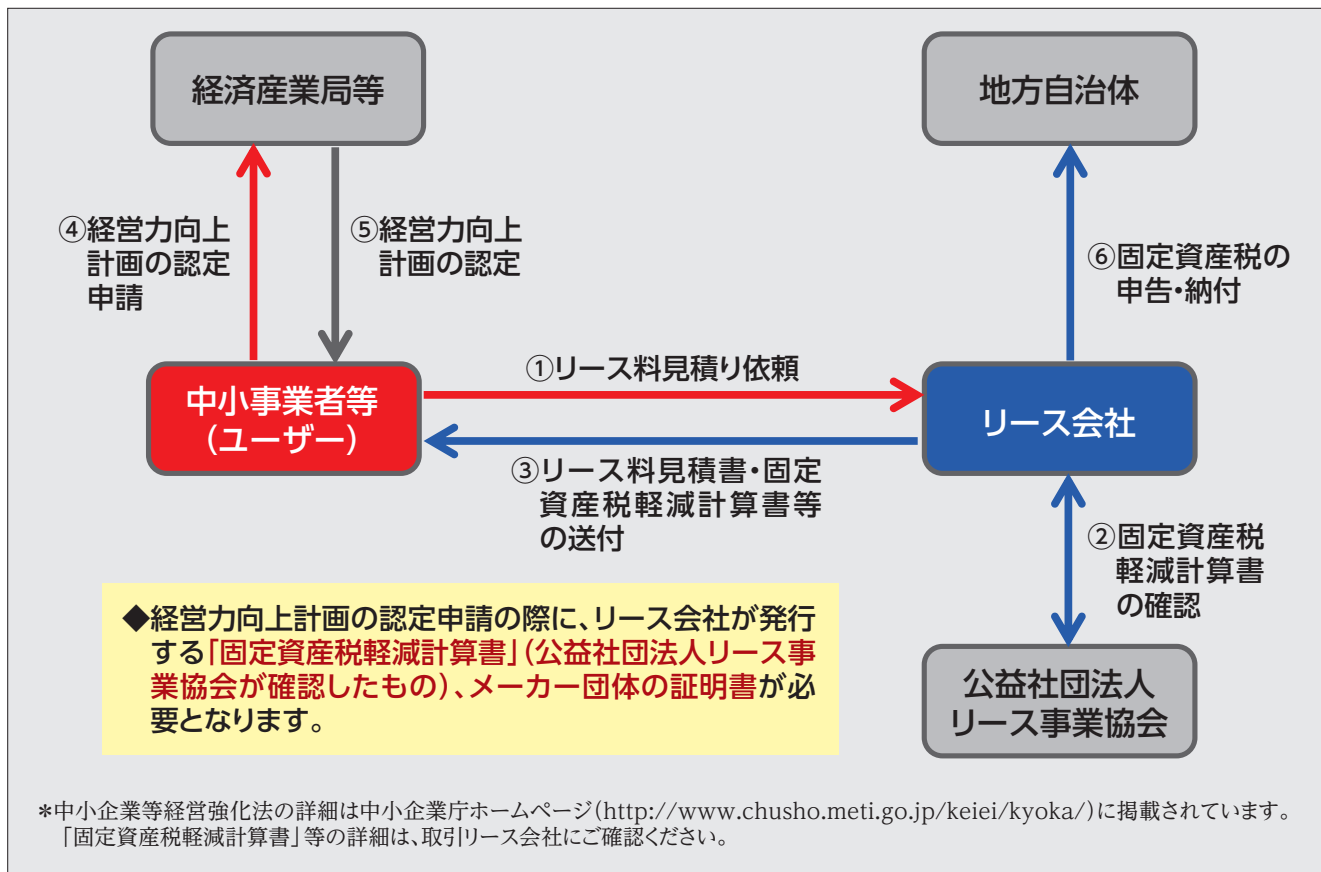
- ① 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ② 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ③ 資本もしくは出資を有しない法人は、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

3 対象設備・措置内容

対象設備	措置内容
中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画により導入する「機械及び装置」（新品）で下記の①と②の要件を満たすもの ① 1台または1基の取得価額が160万円以上 ② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの（販売開始から10年以内のものに限る。）	課税標準 × 1/2 × 固定資産税率 = 固定資産税の軽減（3年度分） ◆所有権移転外ファイナンス・リースで設備を導入する場合は、リース会社が固定資産税の軽減分をリース料から差し引きます。

◆特例措置を利用するためには、ユーザーが中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受ける等の手続きが必要です。

<手続きの流れ>



中小企業投資促進税制（国税）

1 適用期間 平成29年3月31日まで

2 対象事業者 青色申告書を提出する中小企業者等で対象設備を指定事業（※1）の用に供する者

3 対象設備・金額要件・措置内容

＜生産性向上設備等を導入した場合の上乗せ措置＞

- ①対象設備：中小企業投資促進税制（本則）の対象設備のうち、生産性向上設備等（3頁参照）の要件に該当するもの
- ②金額要件：生産性向上設備投資促進税制の金額要件と同一
- ③措置内容：取得価額×10%の税額控除（資本金3,000万円以下の中小企業者等）※2 ※3
取得価額×7%の税額控除（資本金3,000万円超～1億円以下の中小企業者等）※2 ※3

＜中小企業投資促進税制（本則）＞

対象設備	取得価額に関する金額要件	措置内容
1. 機械及び装置	1台・1基あたり160万円以上のもの	取得価額×7%の税額控除 ※2 ※3 (資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。)
2. 工具、器具及び備品 (財務省令で定めるものに限る) ①測定工具及び検査工具 ②電子計算機 ③インターネットに接続されたデジタル複合機 ④試験または測定機器	1台・1基あたり120万円以上のもの *左記の①・④は、1台・1基が30万円以上で、取得価額の合計額が120万円以上となる場合も含む。 *左記の②は少額資産の損金算入等の規定の適用を受けないものの取得価額の合計額が120万円以上となる場合も含む。	
3. ソフトウェア ※4 (施行令、財務省令で定めるものを除く。)	一つのソフトウェアが70万円以上 *法人税法施行令第133条、第133条の2の規定の適用を受けないものの取得価額の合計額が70万円以上となる場合も含む。	
4. 貨物運送の用に供される普通自動車 (車両総重量3.5トン以上のものに限る。)	—	
5. 船舶 (内航海運業、内航船舶貸渡業の用に供するものに限る。)	—	取得価額×75%×7%の税額控除 ※2 ※3 (資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。)

※1 指定事業は次の事業が該当する（性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）。

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店営業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業（物品賃貸業、娯楽業〔映画業を除く。〕を除く。）

※2 税額控除額が法人税額（所得税額）の20%を超える場合は、法人税額（所得税額）の20%を上限として税額控除することができる。これを超える金額については、翌年度に繰り越すことができるが、この場合においても法人税額の20%が上限となる。

※3 対象設備の即時償却制度（上乗せ措置部分）及び特別償却制度（取得価額×30%）が設けられているが、所有権移転外ファイナンス・リースで導入した対象設備は即時償却制度及び特別償却制度を適用できない。

※4 ソフトウェアは、複写して販売するための原本等を除く。

生産性向上設備投資促進税制（国税）

- 1 適用期間 平成29年3月31日まで
- 2 対象事業者 青色申告書を提出する個人・法人※1
- 3 対象設備 産業競争力強化法に定める生産性向上設備等（A類型・B類型）のうち金額要件を満たすもの

A 類型

◆機械及び装置、特定の器具及び備品等で、販売開始要件を満たす、「最も新しい形式区分」かつ「生産性向上指標が年平均1%以上向上する」設備

※「最も新しい形式区分」かつ「生産性向上指標が年平均1%以上向上する」について、工業会等が証明書を発行する。

B 類型

◆機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（年平均投資利益率15%以上、中小企業者等は5%以上となることについて、経済産業大臣の確認を受けたもの）に記載された投資目的を達成するために必要不可欠な設備

金額要件（A類型・B類型共通）

- ◆機械及び装置 1台・1基あたり160万円以上のもの
- ◆工具、器具及び備品 1台・1基あたり120万円以上のもの
*1台・1基が30万円以上で、取得価額の合計額が120万円以上となる場合も含む。
- ◆ソフトウェア 一つのソフトウェアが70万円以上
*一つのソフトウェアが30万円以上で、取得価額の合計額が70万円以上となる場合も含む。
- ◆建物附属設備・建物・構築物 一つの建物附属設備、建物、構築物が120万円以上
*一つの建物附属設備が60万円以上で、取得価額の合計額が120万円以上となる場合も含む。

- 4 措置内容 取得価額×4%の税額控除（建物・構築物は取得価額×2%の税額控除）※2※3※4

- ※1 資本金1億円超の大企業等も利用できる。
- ※2 中小企業者等が本税制の対象設備を導入した場合、中小企業投資促進税制の適用を選択することにより、資本金の額によって税額控除率が7%または10%となる場合がある（上乗せ措置：2頁参照）。
- ※3 税額控除額が法人税額（所得税額）の20%を超える場合は、法人税額（所得税額）の20%を上限として税額控除することができる。
- ※4 対象設備の特別償却制度（取得価額×50% 建物・構築物は取得価額×25%）が設けられているが、所有権移転外ファイナンス・リースで導入した対象設備は即時償却制度及び特別償却制度を適用できない。

<参考：A類型の対象設備の詳細>

種類	対象となるものの用途又は細目
①機械及び装置	・全ての指定設備
②器具及び備品	・試験または測定機器 ・陳列棚及び陳列ケースのうち冷凍機付または冷蔵機付のもの ・冷房用または暖房用機器 ・電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気またはガス機器 ・氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） ・サーバー用電子計算機（中小企業者等が導入する場合に限る。）
③工具	・ロール
④建物附属設備	・電気設備（照明設備を含み、蓄電池設備を除く。） ・冷房、暖房、通風またはボイラー設備 ・昇降機設備 ・アーケードまたは日よけ設備（ブラインドに限る。） ・日射調整フィルム
⑤建物	・断熱材、断熱窓
⑥ソフトウェア	・設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析機能を有するもの（中小企業者等が導入する場合に限る。）

環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）（国税）

1 適用期間 平成30年3月31日まで

2 対象事業者 青色申告書を提出する個人・法人（税額控除は中小企業者等に限る。）

3 対象設備・措置内容

対象設備 ※1	措置内容（税額控除）
新エネルギー利用設備等 ①太陽光発電設備 （電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備ではなく、かつその出力が10キロワット以上のものに限る。） ②風力発電設備 （発電出力が1万キロワット以上のものに限る。） ③中小水力発電設備 （発電出力が3万キロワット未満のものに限る。） ④地熱発電設備 （発電出力が1千キロワット以上のものに限る。） ⑤下水熱利用設備 ⑥バイオマス利用装置 （発電出力が2万キロワット未満の木質バイオマス発電設備、木質バイオマス熱供給装置、バイオマス利用メタンガス製造装置、バイオマスエタノール製造装置、下水汚泥固形燃料貯蔵設備に限る。） ※上記①～⑥の設備を電気事業の用に供する場合を除く。	取得価額×7%の税額控除 ※2 ※3 （中小企業者等に限る。）
二酸化炭素排出抑制設備等 ※4 ①コンバインドサイクル発電設備	

- ※1 対象設備について、国または地方公共団体の補助金または給付金その他これらに準ずるものを受けた法人が、当該補助金または給付金をもって取得等した場合は、本税制による措置を受けることができない。
- ※2 税額控除額が法人税額（所得税額）の20%を超える場合は、法人税額（所得税額）の20%を上限として税額控除することができる。これを超える金額については、翌年度に繰り越すことができるが、この場合においても法人税額（所得税額）の20%が上限となる。
- ※3 対象設備の特別償却制度（取得価額×30%）が設けられているが、所有権移転外ファイナンス・リースで導入した対象設備は特別償却制度を適用できない。
- ※4 二酸化炭素排出抑制設備等として、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車が対象設備とされているが、特別償却制度の利用ができ、税額控除制度は利用できない。

その他投資減税（国税）

適用期間が平成29年3月31日までの投資減税

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度

- ①対象事業者：青色申告書を提出する法人で沖縄振興特別措置法に規定する認定事業者
- ②対象設備：特定地区において特定事業の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物等
（一つの生産等設備を構成する資産の取得価額の合計額が1,000万円超となるものまたは機械及び装置並びに器具及び備品で一つの生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円超となるものに限る。）
- ③適用期間：平成29年3月31日まで
- ④措置内容：機械及び装置、器具及び備品 取得価額×15%の税額控除 * 建物等の税額控除率は8%

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別税額控除制度等

- ①対象事業者：認定経営革新等支援機関等から経営改善指導助言書類の交付を受けた青色申告書を提出する中小企業者または中小企業等協同組合等、個人
- ②対象設備：経営改善指導助言書類に記載された器具及び備品（1台または1基の取得価額が30万円以上）並びに建物附属設備（取得価額が60万円以上）
- ③適用期間：平成29年3月31日まで
- ④措置内容：取得価額×7%の税額控除（税額控除の適用は資本金3,000万円以下の法人に限る。）

適用期間が平成30年3月31日までの投資減税

地方拠点強化税制

- ①対象事業者：青色申告書を提出する地域再生法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定事業者（法人、個人）
- ②対象設備：地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定業務施設（本店等）に該当する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上（中小企業者の場合は1,000万円以上）のもの
- ③適用期間：平成30年3月31日まで
- ④措置内容：(a)「移転型」：取得価額×7%の税額控除（平成29年4月1日以降の税額控除額は取得価額×4%）
(b)「拡充型」：取得価額×4%の税額控除（平成29年4月1日以降の税額控除額は取得価額×2%）

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除制度等

- ①対象事業者：青色申告書を提出する法人で国家戦略特別区域法の特定事業の実施主体として同法の認定区域計画に定められた法人
- ②対象設備：国家戦略特別区域における事業実施計画に記載された機械及び装置、器具及び備品、建物等
- ③適用期間：平成30年3月31日まで
- ④措置内容：機械及び装置、器具及び備品 取得価額×15%の税額控除 * 建物等の税額控除率は8%

国際戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除制度等

- ①対象事業者：青色申告書を提出する法人で総合特別区域法に規定する指定法人
- ②対象設備：認定国際戦略総合特別区域計画に記載された機械及び装置、器具及び備品（研究開発用）、建物等
- ③適用期間：平成30年3月31日まで
- ④措置内容：機械及び装置、器具及び備品 取得価額×12%の税額控除 * 建物等の税額控除率は6%

適用期間が平成33年3月31日までの投資減税

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律による特別税額控除制度等

- ①対象事業者：関係法令の指定等を受けた個人・法人
- ②対象設備：機械及び装置、建物等
- ③適用期間：平成33年3月31日まで（制度によって適用期間が異なる。）
- ④措置内容：機械及び装置 取得価額×15%の税額控除 * 建物等の税額控除率は8%

※本頁に記載した税制（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度を除く。）について、対象設備の特別償却制度が設けられているが、所有権移転外ファイナンス・リースで導入した対象設備は特別償却制度を適用できない。

設備投資減税に関するQ & A

Q 1 所有権移転外ファイナンス・リース取引とはどのような取引か教えてください。(国税・地方税共通)

- A 所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、以下の①と②の要件を満たす取引（法人税法第64条の2）で、リース期間終了後の無償譲渡条件などが付されていない取引です。**一般的なリース取引は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当します。**
- ①賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであることまたはこれに準ずるものであること。
 - ②賃借人（ユーザー）が賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

Q 2 固定資産税の特例措置について、設備を導入した後に適用を受けることができますか。(地方税)

- A 原則として、「経営力向上計画」の申請及び認定を受けた後に、ファイナンス・リース取引で対象設備を導入（借受証発行）します。
- 認定申請の特例として、①「経営力向上計画」の開始日が平成28年7月1日以降であり、かつ、②「経営力向上計画」の開始日後、対象設備を導入してから60日以内に「経営力向上計画」の認定申請を行った場合に限り、特例措置の適用を受けることができます。**この特例により認定申請をして、年末までに認定を受けられない場合は、固定資産税の特例措置の適用が2年度分となりますので留意してください。

Q 3 固定資産税の特例措置を利用した設備について、補助金制度を併用できますか。(地方税)

- A **補助金制度を併用できます。**さらに、税額控除制度（国税）と固定資産税特例措置の適用条件が合致した場合は、両方の減税制度を利用できます。

Q 4 中小企業者等の定義を教えてください。(国税)

- A 税額控除制度（国税）の「**中小企業者等**」の定義は以下のとおりです。
- ①常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 - ②資本金若しくは出資金が1億円以下の法人（大規模法人1社が1/2以上出資している法人、大規模法人2社以上が2/3以上出資している法人を除く。大規模法人とは、資本金または出資金1億円超の法人等で、中小企業投資育成株式会社以外の法人をいう。）
 - ③資本または出資のない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ④農業協同組合等（農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合等）

Q 5 税額控除制度とはどのような制度か教えてください。(国税)

- A 対象設備を事業の用に供した年度の所得に対する**法人税額または所得税額から対象設備の取得価額に応じた額を控除できる制度です。**特別償却制度（初年度の税額は軽減、翌年度以降の税額は増加）と比べると、税額控除制度は実質的な減税効果があります。

設備投資減税に関するQ & A

Q 6 所有権移転外ファイナンス・リース取引の取得価額を教えてください。(国税)

- A 賃借人（ユーザー）の会計処理により異なります。
- 賃貸借処理をしている場合：リース料総額が取得価額となります。
- 売買処理をしている場合：税務上の取得価額（資産計上価額）となります。

Q 7 所有権移転外ファイナンス・リース取引により設備を賃借していますが、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できる理由を教えてください。(国税)

- A 平成20年4月1日以後に契約する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、税法上、売買取引があったものとして法人税額または所得税額の計算を行います。これにより、**税法上は、賃借人（ユーザー）が設備を取得したものとして取り扱われる**ことから、設備を取得した場合の税額控除制度が利用できます。なお、オペレーティング・リース取引は、税法上においても、賃貸借として取り扱われるため、税額控除制度の利用はできません。

Q 8 所有権移転外ファイナンス・リース取引で導入した設備は特別償却制度を利用できますか。(国税)

- A **利用できません**。租税特別措置法において、所有権移転外ファイナンス・リース取引は特別償却制度の適用がない旨が規定されています。なお、所有権移転ファイナンス・リース取引であれば、特別償却制度を利用できます。

Q 9 税額控除制度を利用する場合に留意する事項があれば教えてください。(国税)

- A 以下の項目に留意してください。
- ①一つの対象設備について、各種税額控除制度を重複して利用することはできません。
 - ②税額控除制度ごとに税額控除の上限額が定められています。また、異なる対象設備について、各種税額控除制度をそれぞれ利用できますが、企業全体としての税額控除の合計額は法人税額（所得税額）の90%が上限となります。
 - ③中古の設備は利用することができません。また、貸付けの用に供する場合も原則として利用することができません。